

農業次世代人材投資資金（経営開始型）に関するお知らせ

青年(50歳未満)の研修中の生活安定と就農直後の経営確立を図るため、一定の要件を満たす方を対象として、1人あたり年間最大で150万円の農業次世代人材投資資金が交付されます。

「経営開始型」… 新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間、年間最大150万円交付されます。

「準備型」… 交付主体等が認める農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に対して、最長2年間、年間最大150万円交付されます。

新規就農された皆さんのうち、国が定める交付要件を満たす方については、経営開始型の対象となりますので、お知らせします。

「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」の概要

1 資金の交付金額及び交付期間

資金の額は、1人あたり年間最大150万円です。また、交付期間は最長5年間です。
(令和3年度の新規交付対象者から、経営開始1～3年目までは150万円、4～5年目までは120万円を定額交付)

2 交付対象者の要件 **重要**

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付は、**原則50歳未満で独立・自営就農した方に限られます。**

また、以下の要件等を満たしている必要があります。

(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者^{注1)}で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

注1) 市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること

※親元に就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

(3) 青年等就農計画等^{注2)}が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること

注2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請追加資料等を添付したものの。

(4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角

化等)を負うと市町村長に認められること。

- (5) 「人・農地プラン(実質化された人・農地プラン等)」に中心となる経営体として位置付けられていること、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- (6) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- (7) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について共済等に参加していること
- (8) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
ただし、600万円を超える場合であっても生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体等が認める場合に限り採択可
- (9) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること
- (10) 農業経営開始後5年未満であること

【交付対象の特例】

- 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

3 交付対象者の申請手続・報告義務

資金を受けるには、以下の申請手続が生じます。また、資金を受け取ってからも以下の報告義務が生じるとともに、事業終了後、国の会計検査(資金を受けたことが適正かどうかの検査)を受けるため、関係書類は10年間程度の保存が必要です。

(1) 申請手続

国が定めた青年等就農計画等や交付申請書を作成・申請する。

(2) 報告義務

交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の国が定めた就農状況報告を提出する。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月間の国が定めた作業日誌を提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1ヶ月以内に国が定めた離農届を提出する。

4 資金の停止 **重要**

次のいずれかに該当する場合は、資金の交付が停止されます。

(1) 交付対象者の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止または休止した場合

(3) 上記3(2)の報告を行わなかった場合、または上記3(2)の就農状況報告や作業日誌の報告に基づき実施される就農状況の現地確認等で適切な農業経営を行っていないと判断された場合

(4) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(5) 経営開始3年目が終了した時点で実施する中間評価により、B(順調ではない)評価と判断された場合(令和2年度までは、交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価により、C(不良)評価相当と判断された場合)

(6) 資金を含む交付対象者の前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(令和2年度までは、資金を除く交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合)

5 資金の返還



次のいずれかに該当する場合は、資金を返還しなければなりません。

- (1) 4の(1)から(4)に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還する。
- (3) 交付期間終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合、営農を継続しなかった期間分の額を返還する。